

平成27年9月17日

横手市議会議長 木村 清貴 様

市出資法人に関する特別委員会
委員長 塩 田 勉

委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件「出資法人を初めとする財政援助団体等に関与する基本的事項を定める条例等の策定について」、調査の結果を横手市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 調査の結果並びに意見の概要 | 別紙のとおり |
| 2. 調査の経過 | 別紙のとおり |

1. 調査の結果並びに意見の概要

(1) はじめに

市出資法人に関する特別委員会（以下「本委員会」という。）は、平成25年12月定例会において「市が出資する法人に関する議会権限の範囲の確認等」について調査するため設置され、これまで20回の委員会を開催し、調査、検討を重ねてまいりました。

その間、平成26年12月定例会では、「議会も市当局とともに出資法人等の健全経営に向けて不断の努力で取り組むことが不可欠であり、市民への説明責任を果たし、出資法人等に対する監視機能を強化させるためにも『出資法人等への関わり方の基本的事項等を定めた条例』などの関係する例規を制定する必要性がある。」という報告を行ったところであります。また、同定例会において、本委員会の調査案件を「出資法人を初めとする財政援助団体等に関する基本的事項を定める条例等の策定について」に変更するとともに、平成27年9月定例会まで設置期間が延長されました。

このような経緯を踏まえ、本委員会では、出資法人を含む財政援助団体全般への関与に関する条例等の策定について検討と調査を行ったものであります。

(2) 調査活動の概要

平成26年12月定例会以後の調査経過については、別紙に示した概要のとおりであります。

本委員会が主催した総務省公営企業課長を講師に招いた研修会で「第三セクター等に関する条例を定めた場合は、議会が直接関われる根拠と成り得る。」とのことから、条例の制定とその適用範囲について協議し、市当局関係部署との意見交換等を行いました。

① 条例制定について

条例制定に当たっては、すでに出資法人等への関与に関する条例を制定している先進自治体の条例並びにその制定に至る経過を参考にし、議会が関与する内容を条例案に盛り込むこととしました。

また、条例案の検討では、市長の諮問機関として経営に関し識見を有する第三者で組織し、出資法人の経営について審議する経営評価委員会を設置することも検討されました。しかし、議会提案による条例で、市長の諮問機関を設置することは市長の執行権に関わることも懸念され、協議の結果、外部有識者等を指す「学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」こととしました。

また、本条例に、公的支援に関する規定を設けることで、公的支援の明確化を図るなど、活発な協議が行われました。

以下は、条例案の主な内容についてです。

第1条は、本条例の目的を規定したもので、市の出資法人への関与について基本的な事項を定め、出資法人を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成と市民生活の向上に寄与することとしています。

第2条は、「出資法人」並びに「公的支援」の定義を規定しており、本条例案で示す出資法人とは、①市の出資等の割合が2分の1以上のもの、②市の出資等の割合が4分の1以上2分の1未満のもののうち、市長が必要と認めるものと規定し、また、本条例案で示す公的支援とは、出資法人に対して行う支援のうち、①資本金等を出資等すること、②資金を貸し付けること、③補助金を交付することなど、6項目を規定しています。

第3条は、出資法人の自主的かつ自律的な運営等に配慮することを規定しており、民間企業である出資法人の利益を損なわないようにすることとしています。

第4条は、市長が出資法人に事業計画や決算報告、そして四半期ごとの経営情報等の資料の提出を求めることを規定しています。

第5条は、市長は出資法人に対する定期的な調査を実施することを規定しています。

第6条は、評価及び助言又は指導として、出資法人の毎事業年度終了後速やかに、提出資料や調査内容を総合的に勘案して、市長が評価を行うとともに、必要に応じて助言や指導を行うこととしています。また、その場合に、外部有識者等に意見を求めることができることとしています。

第7条は、第6条の評価等を行った際には、その内容を議会に報告することとしています。

第8条は、公的支援の要請を受けた際に、公的支援の必要性及びその内容を協議し、その協議内容を議会に報告することを規定しています。

第9条は、第6条での評価等を行った際や、第8条における出資法人と公的支援の必要性を協議した際の報告について、市長に意見を述べるができるとともに、市長はその意見を尊重するものと規定しています。

第10条は、委任について規定し、附則では、この条例の施行日を「公布の日」と規定しています。

②条例適用の範囲について

本委員会の調査案件が「出資法人を初めとする財政援助団体等に関与する基本的事項を定める条例等の策定について」となっていることから、出資法人、補助金交付団体、指定管理者の指定団体への適用について協議を行いました。

その結果、補助金交付団体については、①横手市補助金等の適正化に関する規則により事業内容や予算、決算の報告が義務付けられていること、②補助金の交付内容が多岐にわたっており、条例等で該当する団体を規定することが困難であること、③補助金交付の必要性や妥当性は、予算審議の中で行うことが可能であること等から、条例の適用に規定しませんでした。

また、指定管理者の指定団体についても、①横手市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例が整備されていること、②指定管理者制度に関するモニタリング・評価実施マニュアルが整備され、評価や改善への指示が的確に実施されることが期待できること、③補助金交付団体と同様で、指定管理の方法や内容が多岐にわたっており、条例等で該当する団体を規定することが困難であること等から、条例の適用に規定しませんでした。

以上のことから、本条例で適用範囲を規定する団体は出資法人のみとしましたが、今後の補助金交付団体や指定管理者の指定団体の事業実施状況や市当局の評価等に疑義が生じるような場合には、改めて例規等の見直しをする必要があるとの意見がありました。

(3) まとめ

本委員会の調査により、「横手市出資法人への関与に関する条例（案）」を策定し、議員提案による条例制定を目指すこととしました。

この条例は、出資法人等の健全な経営の継続と、市が出資法人を通じて実現しようとする行政目的の達成を図るため、市及び議会の出資法人への関与について基本的事項を定めようとするものです。

これまで、出資法人に対する議会の関与は地方自治法第96条に定められた議決事件を通じて行うのみでありましたが、本条例の制定により議会が関与する機会が増すこととなります。

市当局と共に市議会も出資法人の健全経営に向けて努力していくことを確認し、本委員会の報告といたします。

2. 調査の経過

(平成26年12月報告以降)

区分	開催日時	検討内容等
第11回	平成27年 3月 6日 (金) 14:25~15:35	①第三セクター等の経営状況報告について ②今後のスケジュールについて ③参考条例等について
第12回	平成27年 4月13日 (月) 13:30~15:14	①条例等について ②今後のスケジュールについて
第13回	平成27年 4月24日 (月) 10:00~11:57	①条例等について ②今後のスケジュールについて
第14回	平成27年 6月19日 (金) 10:05~15:55	①条例等について ②今後のスケジュールについて ③現地視察 (上畑温泉さわらび)
第15回	平成27年 7月 6日 (月) 13:35~15:34	①条例等に関する協議 ②今後のスケジュールについて
第16回	平成27年 7月23日 (木) 15:05~17:10	①条例等に関する協議 (当局協議) ②今後のスケジュールについて
第17回	平成27年 8月 3日 (月) 15:05~16:09	①条例等に関する協議 (委員会案の協議) ②今後のスケジュールについて
第18回	平成27年 8月18日 (火) 13:00~13:20	①条例等に関する協議 (委員会案の報告) ②今後のスケジュールについて
第19回	平成27年 8月24日 (月) 16:00~16:40	①条例等に関する協議 ②最終報告について ③今後のスケジュールについて
第20回	平成27年 9月 4日 (金) 15:30~16:40	①条例等に関する協議 ②特別委員会最終報告 (案) について